Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会
http://www.jstc.or.jp/　E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233　FAX 03-5360-6736

2017 年 8 月 20 日

＊日本禁煙学会声明＊

コンビニでのタバコ陳列販売は許されない

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長　作田　学

オーストラリア、カナダ、タイ、ロシアなど、多くのタバコ規制先進国から日本に旅行に来た方々は、まず自販機でタバコが販売されていることに驚き、次にコンビニで物凄い数のタバコが陳列販売されていることをみて絶句しています。これらの国々では、タバコは白い箱あるいはテーブルの箱に入っていて、買いたい人は銘柄を自ら言わなければ買えません。時には「タバコは体に悪いよ。それでも買うの？」とさえ言われてしまうのです。

このようにしてタバコを買うことを難しくしているのは、日本も批准しているタバコ規制枠組み条約（ＦＣＴＣ／2004 年国会承認、2005 年 2 月発効）によるものです。その第 13 条には、タバコの広告・販売促進・スポンサーシップの制限・禁止をするように謳われていて、販売促進を目的とした行為、ならびに販売促進をもたらす恐れのある行為も禁止されています。

この結果、「小売店においてタバコ製品を陳列あるいは露出させる行為は、タバコの宣伝と販売促進活動とみなされるから禁止されなければなりません。自動販売機は、その存在自体が宣伝と販売促進手段となっているから禁止すべきです」と、条約にもはっきりと明文化されています。

ロシアのタバコ（2017）

ソチオリンピックのあったロシアをはじめ、実に 120 か国を超える国が上記のような写真による健康警告をしています。タバコフリーオリンピックでは、受動喫煙防止政策だけでなく、タバコを売りにくくする政策も進めるよう、謳われているのです。

全国各地のコンビニでのタバコの陳列・販売は、完全にＦＣＴＣ条約に違反する行為であり、早急にやめるべきです。